

亀山市告示第153号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(訓練給付金の額等)</p> <p>第5条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第3号の教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に<u>40万円</u>を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に<u>40万円</u>を乗じて得た額（その額が<u>160万円</u>を超えるときは、<u>160万円</u>））</p>	<p>(訓練給付金の額等)</p> <p>第5条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者 当該対象者が第2条第4項第3号の教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に<u>20万円</u>を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に<u>20万円</u>を乗じて得た額（その額が<u>80万円</u>を超えるときは、<u>80万円</u>））</p>

[(3) 略]	[(3) 略]
[2及び3 略]	[2及び3 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

養育費に関する申告書

年 月 日

亀山市長

様

申告者 住所
氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

個人番号

前年（1月から7月までの間に申告する者にあつては、前々年。以下同じ。）に受け取った養育費について、次の記入要領に従って記入してください。			
区 分	受取人	養育費の額	受取状況
	母親・父親・児童	円	
	母親・父親・児童	円	
	母親・父親・児童	円	
	母親・父親・児童	円	
合 計	母親・父親	円	
	児童	円	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。			

〈養育費に関する申告書の記入要領〉

- この申告書は、前年に前配偶者から養育費を受け取っているのかどうか、及び受け取っている場合には、その額を確認するためのものです。
- 前配偶者から前年の1月から12月までの間に、母親、父親又は児童（これらの代理人を含みます。）が受け取った養育費がある場合には、その額を記入してください（養育費に当てはまるもの等については、下記5をご確認ください）。
- 前配偶者が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には、区分の欄に前配偶者の名前を記入し、それぞれに記入してください。なお、前配偶者が1人の場合は、区分の欄に前配偶者の名前を記入していただく必要はありません。
- 受取状況の欄には、次の例に従って記入してください。
例1 毎月5万円を12か月間受け取っている場合には、「月々5万円、12か月分」と記入してください。
例2 4月、8月、12月に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入してください。
例3 1年分の養育費を1回で受け取っている場合には、「年1回」と記入してください。

5 養育費とは、次の要件の全てに当てはまるものをいいます。

- (1) 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親が支払ったものであること。
- (2) 金銭又は小切手、手形、株券、商品券等の有価証券であること。
- (3) 支払方法が、手渡し、郵送又は銀行口座への振込みであること。
- (4) 仕送り、生活費、自宅などのローンの肩代わり、家賃、光熱費等児童の養育に係のある経費として支払われていること。

6 次のようなものは、養育費には当てはまりません。

- (1) 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親以外の者から支払われたもの
- (2) 母親、父親又は児童（これらの代理人を含みます。）以外の者が受け取っているもの
- (3) 不動産（土地、建物等）又は動産（自動車、家財道具等）により支払われたもの
- (4) 慰謝料又は財産分与として支払われるもの

注

- 1 申告者が未婚の母である場合であっても、父親が児童を認知しているときは、前年に当該児童を認知している父親から養育費を受け取っているのかどうか、及び受け取っている場合には、その額を確認させていただきます。この場合においては、「前配偶者」とあるのは、「児童を認知している父親」と読み替えてください。
- 2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合は、自分の子の養育に必要な費用として受け取っている養育費についてのみ申告してください。

様式第9号を次のように改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。